

診療報酬加算に関する院内掲示

【機能強化加算】

当クリニックでは、「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、「機能強化加算」を算定し、次のような取り組みを行っています。

- ・他院で処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行っています。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介させていただきます。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・介護、福祉、保健サービスに係る相談に応じます。
- ・訪問診療を行っている方に対して、夜間・休日の問い合わせに対応しています。

【明細書発行体制等加算】

当クリニックでは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出て下さい。

【一般名処方加算】

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

【外来感染対策向上加算】

新興感染症の発生時等に自治体の要請を受けて発熱外来を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。感染管理者である所長が中心となり、職員一同、院内感染対策を推進します。院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年2回実施しています。感染性の高い疾患が疑われる場合は、受診歴にかかわらず一般診療の方と分けて対応します。感染対策に関して南部地区医師会および関連する医療機関等と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。抗菌薬については厚生労働省のガイドラインに則り、適正に使用いたします。

【生活習慣病管理料（1）（2）】

令和6年（2024年）6月1日に診療報酬改定により、これまでクリニックで算定してきた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行することになりました。本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、「特定疾患管理料」を算定していた方は「生活習慣病管理料」へと移行します。当該患者様には個々に応じた「療養計画書」に初回のみ署名（サイン）を頂く必要があります。ご協力のほどよろしくお願い致します。